

告示第28号

市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告示する。

なおこの告示は、平成16年3月31日から効力を生ずる。

平成16年3月30日

富里市長 相川 堅治

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
日吉倉	五斗蒔	日吉台 1丁目		59の38 59の39 59の76 430の 2
		日吉倉	北口	409の1 409の3に隣接する道路である 国有地の一部